

建築物の
所有者・管理者の
皆さま

1

特定建築物の
定期調査報告

2

防火設備の
定期検査報告

3

建築設備の
定期検査報告

当社にご相談ください!!



その理由は…

当社の有資格者が調査・検査を行うため、**低価格**でサービスをご提供!!

このほかにも…

信頼と実績

小規模から大規模な建物(病院・福祉施設など)を中心に調査・検査の実績が豊富です!

スピード

不良箇所の修理および工事は、当社で迅速に対応可能! 担当者の負担(手間・時間)を軽減します!

お見積もりは無料です! まずはお気軽にご相談ください。

株式会社 エネルギアL&Bパートナーズ

営業推進本部

広島市中区小町4番33号

Tel.082-242-7835

(受付:平日 9時~17時)

ビル総合管理の
詳細はこちら



定期報告制度とは…?

1 特定建築物の定期調査報告 3年に一度

建物全体の検査で、外壁損傷の有無、耐震対策の状況確認や敷地及び地盤、避難施設などの調査を実施



建物の老朽化や設備の不備・不具合は事故の発生リスクを高め、災害発生時に大きな事故にもつながります。特に不特定多数の人が利用する大規模な建物では、事故や災害が起こったときに多くの人が巻き込まれてしまうため、定期的に点検・調査を実施し結果を報告することが義務付けられています。



2 防火設備の定期検査報告 毎年

防火扉、防火シャッターなどの防火設備の検査を実施



防火設備は、火災の発生をいち早く感知したり、煙や炎が拡散することを防ぐなど、火災の被害を最小限に抑えるために重要な設備です。火災が起きたときに正常に設備が作動するように、定期的に点検・調査を実施し結果を報告することが義務付けられています。



3 建築設備の定期検査報告 毎年

換気設備、排煙設備、非常用の照明器具、給水設備及び排水設備、腐食状況の点検や換気量の確認などの検査を実施



建物内に設置されている設備が安全に使用できる状態にあるかどうかを検査することで、設備異常が原因の災害から建物利用者を守るためにを行います。設備の不備・不具合をそのまま放置すると、災害発生時に大きな事故につながるリスクもあるため、定期的に点検・調査を実施し結果を報告することが義務付けられています。

